

令和4年度第1回平塚市下水道運営審議会 会議記録

(確認者 西田会長、永吉会長職務代理者)

日時 令和4年11月7日(月) 14:00～14:40
場所 平塚市役所本館6階619会議室

出席委員 8人
西田会長、永吉会長職務代理者、渡部委員、島田委員、露木委員、石黒委員、相原委員、甲斐委員

事務局 11人
土木部 武井部長
下水道経営課 田村課長、清田課長代理、内海課長代理、齋藤課長代理、大澤主管、關主査
下水道整備課 勝俣課長、谷田部課長代理、高橋課長代理、三宅担当長

傍聴者 0人

- 1 議題
(1) 平塚市公共下水道使用料の算定について
- 2 その他

配布資料

- (1) 令和4年度第1回平塚市下水道運営審議会次第
- (2) 平塚市下水道事業公共下水道使用料算定資料(令和5年度～令和7年度)

○会議の公開について事務局から説明

これより会長による議事進行

会長

それでは、次第に従いまして議題に入らせていただきます。議題(1)の「平塚市公共下水道使用料の算定について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(1)「平塚市公共下水道使用料の算定について」

事務局から平塚市公共下水道使用料の算定について説明

会長

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問等はおありでしょうか。

(質問なし)

会長

私から一つお伺いします。電気料金の値上がりについてはある程度見込みを立ててくださっていると思います。令和5年まではおそらく、今の上昇を踏まえて、6年と7年についてもある程度考慮されていると思われませんが、万が一、今と同じレベル或いは来年値上がりする分と同程度に値上がりした場合は、経費回収率が100%を切ってしまうということはないでしょうか。

事務局

まず令和5年度、6年度、7年度ですが、5年度も引き続きこのまま電気がどんどん高くなるというところについては、5年度予算を今組んでいるところではありますが、それを上回る支出となることも考えられます。こうした場合でも、できるだけ5、6、7年の3年間で100%を維持できるような方向で検討したいと思っております。

また、それでも6、7年度にも想定しているとおりに下がらないことはありえると思うのですが、こうした場合は、何とか支出を抑え、更なるコスト縮減等を努めまして、経費回収率100%に持っていくための努力が必要になると思っております。なかなか難しい状況ではあるのですが、こうした経営努力で達成していきたいと考えております。

会長

ありがとうございます。その他何かございませんでしょうか。

(質問なし)

よろしいですか。それでは、議題(1)の「平塚市公共下水道使用料の算定について」を終わらせていただきます。

次に、次第2「その他」について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局から「その他」について説明

会長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご質問等ありませんでしょうか。

(質問なし)

他にご質問等もないようでございますので、次第2「その他」は終わらせていただきます。

委員

すいません。一点よろしいでしょうか。

会長

はい。

委員

市街化農地の下水道受益者負担金について伺いたいのですが、市街化区域の農地の受益者負担金については、生産緑地は農地である限り、すぐには負担金徴収しませんよね。その他の市街化区域農地の受益者負担金は徴収するのですか。

事務局

市街化区域で下水道地域であるけれども、農地として使ってらっしゃる場所については、こちらには供用開始し、管が通った後には受益者負担金を賦課はさせていただきますことになります。ですが、徴収猶予という制度があり、農地だと50%を農地ではなくなった時にお支払いいただくという制度もございますので、その猶予という形で、半分を先送りさせていただくという形になっております。

委員

はい。そうすると市街化区域の農地は半分を納めるということになりますね。それでは、生産緑地の指定から30年経ち、再審査によって特定生産緑地と、市街化区域の農地の二つになった場合があるとします。そうすると、先ほど言われたような形で、受益者負担金は、特定生産緑地は特に今のところ発生しない、市街化区域内農地を選択した場合には、負担金が半分出るということになるわけですね。そうした場合に、その負担金の手続きはどのような形で行えばよろしいのですか。所有者が申請するのか、下水道課など納入案内が来るのかについて確認したいのですが。

事務局

生産緑地が解除される情報が下水道経営課の方にも回って参ります。それを受けてまして、所有者の方を確認させていただいて、申告をしていただくための申告書をお送りし、ご申告いただくということになりますので、こちらの方からまずお手紙を送らせていただくという手続きになっております。

委員

はい。そうすると下水道課の方から案内が来て、申請して半額を払うということですね。それともう一つ、私がちょっと関わったもので、相続で生産緑地を解除したにもかかわらず、そういう手続きが来てないものがあるのですが、その辺はいかがでしょうか。それはまた後日送られて来るのでしょうか。

事務局

個別の案件については、確認してみないとわからないところがございます。もしよろしければ、審議会後に具体的な場所を教えてください、個別にどのような状況

になっているかをお答えさせていただければと思います。

委員

はい、わかりました。では後ほど確認させていただきます。基本的には、市街化区域の農地になった場合には、下水道課の方から案内が来るということによろしいですね。

事務局

そのとおりです、はい。

委員

ありがとうございます。以上です。

会長

その他いかがですか。

(質問なし)

それでは最後に、各委員の皆様方から何かございますか。

委員

特にはないですけども、平塚市としてはポンプ場設備と吉沢と土屋の浄化センター、農集排（農業集落排水）を管理し、流域の四之宮と柳島の右岸左岸の下水について県の方でやっていくという形で、これから設備の老朽化に伴う負担がこれから増えてくるということが予想されるという点については、平塚市の範疇のポンプ場並びに集排設備などで増えていく。ということによろしいですか。

事務局

まず、農業集落排水につきましては、別に農業集落排水の使用料で賄っていくという形になります。

ポンプ場であるとか、あと市で管理しているものとしては、平塚市が入れている下水道の本管については、流域下水道の管ではなく、平塚市の管がたくさん入っていますので、そういった設備の老朽化、ポンプ場と管渠の老朽化に対して対応していくという形になります。

また、流域下水道の方も、実際のところは建設改良費等の負担を流域の市町で分担してやっているのです、その費用も合わせてという形になります。

委員

はい。ありがとうございます。

会長

よろしいでしょうか。他に何かございますか、いかがでしょうか。

(質問なし)

委員の皆様には、会議の円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局

はい。西田会長、議長を務めていただきましてありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第1回平塚市下水道運営審議会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。